

杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例

昭和六十三年十二月一日

条例第二十一号

改正 平成 四年 三月三〇日条例第一四号
平成 九年 三月二一日条例第一〇号
平成一〇年 三月二五日条例第 六号
平成一三年 三月 七日条例第一一号
平成一三年一二月 三日条例第五九号
平成一四年 三月一九日条例第一四号

(設置)

第一条 区内の社会教育活動の拠点として、区民の生涯にわたる学習の機会と場を提供し、もつて社会教育の充実を図るため、杉並区立社会教育センター(以下「センター」という。)及び社会教育会館(以下「会館」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
杉並区立社会教育センター	杉並区梅里一丁目二二番三二号
杉並区立高井戸社会教育会館	杉並区浜田山四丁目一五番一二号
杉並区立井草社会教育会館	杉並区今川四丁目一二番一〇号

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 センターの利用に関すること。
 - 二 社会教育事業の企画及び調整に関すること。
 - 三 社会教育に関する資料の収集及び提供に関すること。
 - 四 社会教育関係団体の育成に関すること。
 - 五 会館の運営に関すること。
 - 六 社会教育活動に対する指導、助言及び相談に関すること。
 - 七 社会教育指導者の養成及び研修に関すること。
 - 八 社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。
 - 九 各種の社会教育学級、講座、展示会その他の社会教育事業の実施に関すること。
 - 十 前各号のほか、杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業
- 2 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- 一 会館の利用に関すること。
 - 二 前号のほか、教育委員会が必要と認める事業

(施設の複合的利用)

第三条 区長及び教育委員会は協議して、センター及び杉並区立高円寺地域区民センターの施設について、複合的施設として相互の効率的利用を図るものとする。

第四条 削除

(使用の承認)

第五条 センター及び会館(以下「センター等」という。)の施設及び備付器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第六条 教育委員会は、センター等の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- 一 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 センター等の施設等をき損するおそれがあると認めるとき。
- 三 前二号のほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用料等)

第七条 センター等の施設及びその使用料は、別表第一のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合におけるセンター等の施設及びその使用料は、別表第二のとおりとする。

3 備付器具の使用料は、教育委員会規則で定める。

4 使用料は、使用の承認を受けた際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第八条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第九条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第十条 第五条の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用目的に違反したとき。
- 二 この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。
- 三 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなつたとき。
- 四 前各号のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(特別の設備等)

第十二条 使用者が、センター等の施設等に、特別の設備をし、又は備付器具以外の器具等を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第十三条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに、施設等を原状に回復しなければならない。

2 第十一条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第十四条 使用者は、使用に際し、施設等をき損し、又は滅失したときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の規定中別表高井戸社会教育会館の項、井草社会教育会館の項及び高円寺社会教育会館の項に係る部分は、昭和六十五年四月一日以後の区内の青少年の健全な育成を図ることを目的とする使用に係る使用料について適用する。
- 3 従前の公民館運営協議会委員の任期は、東京都杉並区立公民館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年十一月杉並区条例第十八号。以下「公民館設置条例」という。)第三条第三項の規定にかかわらず、昭和六十四年三月三十一日までとする。
- 4 公民館設置条例、東京都杉並区立公民館使用条例(昭和二十八年十一月杉並区条例第十九号)及び東京都杉並区立青年館条例(昭和三十七年十月杉並区条例第二十一号)は、廃止する。

附 則(平成四年三月三〇日条例第一四号)抄

- 1 この条例は、平成四年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可又は使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成九年三月二一日条例第一〇号)抄

- 1 この条例は、平成九年六月一日から施行する。ただし、第一条中東京都杉並区行政財産使用料条例別表第二(十)及び別表第三(十)の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可又は使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成一〇年三月二五日条例第六号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月七日条例第一一号)

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条から第十五条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年一二月三日条例第五九号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月一九日条例第一四号)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和五十年杉並区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第一(第七条関係)

区分			使用料			
			午前 (午前九時から 正午まで)	午後 (午後一時から 午後五時まで)	夜間 (午後六時から 午後九時まで)	全日 (午前九時から 午後九時まで)
社会教育 センター	ホ ー ル	平日	三六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	一六二、〇〇〇 円
		土曜日、 日曜日又 は国民の 祝日に関 する法律 (昭和二十 三年法律 第七十八 号)に規 定する休 日	三六、〇〇〇円	八六、〇〇〇円	八六、〇〇〇円	一八七、〇〇〇 円
		第五集会室	一、四〇〇円	二、五〇〇円	一、八〇〇円	
		第六集会室	一、四〇〇円	二、五〇〇円	一、八〇〇円	
		第七集会室	一、四〇〇円	二、五〇〇円	一、八〇〇円	
	第 一 和 室	舞台を使 用する場 合	一、六〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円	
		舞台を使 用しない 場合	九〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円	
		第二和室	一、八〇〇円	三、一〇〇円	二、三〇〇円	

	視聴覚室	四、〇〇〇円	六、八〇〇円	五、一〇〇円	
	リハーサル室	三、〇〇〇円	五、〇〇〇円	三、七〇〇円	
	展示室	展示使用			一九、〇〇〇円
		集会使用	七、三〇〇円	一二、〇〇〇円	九、一〇〇円
高井戸社会教育会館	レクリエーションホール	一、六〇〇円	二、八〇〇円	二、一〇〇円	
	集会室	七〇〇円	一、〇〇〇円	八〇〇円	
	和室	四〇〇円	七〇〇円	五〇〇円	
井草社会教育会館	レクリエーションホール	一、九〇〇円	三、四〇〇円	二、五〇〇円	
	第一集会室	九〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円	
	第二集会室	七〇〇円	一、〇〇〇円	八〇〇円	
	和室	五〇〇円	九〇〇円	七〇〇円	

付記

- 1 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収してホールを使用する場合又は展示室を使用する場合(展示使用の場合に限る。)の使用料は、規定使用料の五割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が教育委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 2 ホールの舞台のみ使用する場合の使用料は、規定使用料(入場料等を徴収して使用する場合は付記1による額)の八割に相当する額とする。
- 3 展示室を区分して半面使用する場合の使用料は、規定使用料(入場料等を徴収して使用する場合は付記1による額)の五割に相当する額とする。
- 4 使用時間を超過して使用する場合(展示室の展示使用の場合を除く。)は、管理上支障がない限り一時間を限度として使用を承認し、この場合の超過時間の使用料は、規定使用料(入場料等を徴収してホールを使用する場合は付記1による額、ホールの舞台のみ使用する場合は付記2による額、展示室を区分して半面使用する場合は付記3による額)の三割に相当する額とする。ただし、ホールを全日の時間区分により使用する場合は、夜間の規定使用料(入場料等を徴収して使用する場合は付記1による額、舞台のみ使用する場合は付記2による額)の三割に相当する額とする。
- 5 午前と午後、午後と夜間又は午前と午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、使用料を徴収しない。

別表第二(第七条関係)

登録団体使用料

区分		使用料				
		午前 (午前九時から 正午まで)	午後 (午後一時から 午後五時まで)	夜間 (午後六時から 午後九時まで)	全日 (午前九時から 午後九時まで)	
社会教育 センター	第五集会室	七〇〇円	一、二五〇円	九〇〇円		
	第六集会室	七〇〇円	一、二五〇円	九〇〇円		
	第七集会室	七〇〇円	一、二五〇円	九〇〇円		
	第一・舞台を 使用する場合	八〇〇円	一、四〇〇円	一、〇五〇円		
	和室・舞台を 使用しない場 合	四五〇円	七五〇円	五五〇円		
	第二和室	九〇〇円	一、五五〇円	一、一五〇円		
	視聴覚室	二、〇〇〇円	三、四〇〇円	二、五五〇円		
	リハーサル室	一、五〇〇円	二、五〇〇円	一、八五〇円		
	展 示 室	展示使用				九、五〇〇円
		集会使用	三、六五〇円	六、〇〇〇円	四、五五〇円	
高井戸社 会教育会 館	レクリエー ションホール	八〇〇円	一、四〇〇円	一、〇五〇円		
	集会室	三五〇円	五〇〇円	四〇〇円		
	和室	二〇〇円	三五〇円	二五〇円		
井草社会 教育会館	レクリエー ションホール	九五〇円	一、七〇〇円	一、二五〇円		
	第一集会室	四五〇円	七五〇円	五五〇円		
	第二集会室	三五〇円	五〇〇円	四〇〇円		
	和室	二五〇円	四五〇円	三五〇円		

付記

入場料等を徴収する場合及び展示室を半面使用する場合の使用料、超過時間及びその使用料並びに中間時間の取扱いについては、別表第一の付記の例による。